

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用方策委員会

VHF/UHF帯電波有効利用作業班

VHF帯共用検討グループ（第5回）議事要旨（案）

1 日時

平成19年5月11日（金）18時～19時32分

2 場所

総務省 第3特別会議室

3 出席者（敬称略）

（構成員）加藤(日立国際電気)、黒田(日本放送協会)、相澤(全国移動無線センター協議会)、増田(メディアフロッジジャパン企画)、三浦(日本放送協会)、伊沢(消防庁)、宮本(三菱電機)、渋谷(警察庁)、大野(エヌ・ティ・ティ・テレコン)、竹内(日本無線)、渡辺(日本電信電話)、山崎(飛田代理：三菱電機)、平林(松下電器産業)、立石(東日本旅客鉄道)、飯田(特定ラジオマイク利用者連盟)、翁長(警察庁)、丸山(日本電気)、出来(フジテレビジョン)、星野(伊藤忠商事)、花田(シャープ)、窪田(ジェイサット)、江崎(WIDEプロジェクト)、荒井(東京放送)、大橋(モバイルメディア企画)、内田(クアルコムジャパン)、廣野(フジテレビジョン)、佐々木(J-WAVE)、橋本(TBSラジオ&コミュニケーションズ)、小川(デジタルラジオ推進協会)、西村(アール・エフ・ラジオ日本)、滝瀬(エフナックファイブ)、田島(毎日放送)、林(日経ラジオ社)、梶原(J-WAVE)、柳(横浜エフエム放送)

(総務省) 大野電波政策課周波数調整官 小泉電波政策課周波数調整官

4 議事要旨

(1) 前回議事要旨の確認

代表から第4回VHF帯共用検討グループ会合の議事要旨暫定版について、不備があれば各代表に申告するよう説明された。

(2) VHF帯共用検討グループの検討状況

代表から資料 2022-VU作-VHFad5-2 および資料 2022-VU作-VHFad3 について説明され、審議が実施された。

## 1)資料の説明概要

- ・経緯としては第8回の作業班会合で、自営通信および放送の主張を羅列する形で報告を行い、第5回の委員会までに更に議論を進める事が決定された。これを受けて自営通信、放送の代表を中心に作成した調整案を、本日、審議する。
- ・周波数配置については端末機の大きさ、普及数、ユーザー利便性を考慮し、端末の小型化要求がより大きい放送をVHFハイバンドの上側としたい。
- ・VHFハイバンドの自営通信と放送の共用条件として6項目を提案する。
  - ①与干渉雑音レベルは双方のシステムで同等とする。
  - ②現段階でガードバンドは5MHzとし、与干渉雑音レベルは環境雑音（都市雑音）を目標とする。
  - ③与干渉雑音レベル決定のパラメータは、アンテナ高、アンテナ利得、雑音電力などとする。
  - ④所定の与干渉雑音レベルの実現には双方ともあらゆる技術的手段を講じる。
  - ⑤所定の与干渉雑音レベルを満足するならばガードバンド内も使用可能とする。
  - ⑥有効帯域が確保できない場合は規格や条件を見直す。
- ・共用条件の将来的な扱いについて以下の2点が説明された。
  - ①詳細な共用条件の策定、双方の技術基準の策定、具体的な周波数割当は上記の共用条件に則って実施する。
  - ②共用条件を確保できない場合は所要周波数帯域幅の見直しも含め、審議・再調整を実施する。

2)資料の説明後、構成員から、説明された共用条件を満足すれば自営通信も放送も問題なく運用できるのか、都市雑音まで与干渉雑音レベルを下げる実現性はあるのか質問があり、代表から、将来の技術発展も含めて、あらゆる技術的な手段を講じて実現していく旨、回答があった。

3)ここまでの審議で代表から説明された調整案は一旦、承認された。しかし、資料の細部について事務局から異議が申し立てられたため、さらに議論を行ったが事務局および放送と、自営通信との見解の一部が一致せず、本会合後に事務局および自営通信で最終調整を行う事となった。各者からは以下のような意見があった。  
(事務局、放送)

- ・基本的に、代表から提示された調整案の発想と内容について異議はない。
- ・資料3の、(周波数を)「割り当てる」という表現を「使用するのが適当である」などの表現に変えるよう提案があり、その方向で修正する事となった。
- ・今回の共用条件の考え方は、従来の、使用禁止を意味する「ガードバンド」と

は異なる発想なので、ガードバンドという表現をやめてポジティブな表現に変えて欲しいという意見があり、分かりやすく、読み方によって誤解が生じないよう考慮しつつ表現を工夫する方向で修正する事となった。

- ・共用条件を確保できない場合に審議・再調整を行う旨を委員会に報告する事は、主に以下の理由により、削除すべきという意見があった。
  - ①委員会の決定を軽視する事になる可能性がある
  - ②当作業班は今後も継続される訳ではなく審議・再調整を行う具体的な場は想定できない
  - ③双方のシステムとも規格決定、技術基準策定の過程では電波監理審議会に諮る事となり、意見陳述の場がある
  - ④双方があらゆる技術的手段を講じて共用条件を実現すると主張している部分と矛盾する
  - ⑤自営通信が総務省および放送への相互不信の意志を表示する事になる
  - ⑥自営通信は35MHz幅でユーザーニーズの6割を実現すると主張しているにも関わらず、さらに多くの帯域幅を要求しているように理解される
  - ⑦委員会や作業班は周波数の有効利用方策、共用条件を検討するのが目的であって、規格を決める訳ではない
  - ⑧与干渉雑音レベルの絶対値は未定なので早期に決めたいという事を明記すれば、その他は決まっているので審議・再調整は不要と考える

(自営通信)

- ・双方の干渉レベルを定量的な裏付けにより確認しないと共用の可能性や、所要帯域幅の根拠を見極められないというのが自営通信の一貫したスタンスであり、時間等の制約で定量的な裏付けなしに調整案が提示されるならば、今後の技術基準策定の際には調整案の共用条件を必ず守る事と、共用条件が満たせない場合は再度、審議・再調整を行う事の両方が担保されなければ、調整案には合意できない。調整案を白紙に戻して定量的な検討を実施すべき。
- ・周波数フィルターの多段挿入や送信電力の抑制、双方の周波数境界から離れた周波数を使用するなどの具体的な技術的手段を調整案に例示する事が提案され、その方向で修正することが了承された。

### (3) 第5回委員会の報告対応について

第4回委員会と同様に各グループ代表による補足説明が行われる事が事務局から説明された。

以上